

「タクシーの防犯基準」について

〔平成 21 年 7 月 1 日
大通達甲（生企）第 6 号
生活安全部長から各所属長あて〕

（概要）

本通達は、タクシー強盗の防犯対策の実効性を高めるために定められた「タクシーの防犯基準」の実施について必要な事項を定めたものである。

